

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ワゲン福祉会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常時、法人の業務に従事している役員等（以下、「常勤役員等」という）の報酬は無報酬とする。

2 常勤役員等以外の役員等（以下、「非常勤役員等」という）に対しては業務に応じて、別表に定めるところに従い支給する。

(費用)

第4条 役員等に第2条3号に定めた費用が発生した場合は、当該費用を支給するものとする。ただし、役員等が前条第2項に定める報酬支給の対象となる業務に従事した場合には支給しない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この改定規程は、平成31年2月7日より施行する。ただし、改正第3条第2項及び第4条但書については、平成30年4月1日から始める事業年度中における役員等の職務遂行についても適用する。